

第二 稅租制度

租税は本邦歳入の大部分を占め財政上重要な意義を有する關稅及內國稅に分れる。

一、關稅制度

大同元年六月中華民國より海關を接收したので滿洲國にも關稅制度が施行せらるゝに至つた。

接收當時は大連、哈爾濱、安東、營口、龍井村及琿春の六關であつたが其後關稅線の完成に力を注いだ結果、琿春稅關を關門に移し、山海關及承德に稅關を新設した外、稅關の分關分卡を國境線海岸線に置き、稅關網の充實を期したので現在では滿支國境、滿露國境、滿日國境及海岸線の全部に亘り關稅線は殆んど完成した。尙民國時代海關と稱してゐたが大同元年十月以後全部稅關と改稱した。

關稅制度は民國のものを其儘受け継いだもので左の四種に分れる。

關稅	出口稅	輸出稅
轉口稅		
輸出入關稅附加稅		

輸入稅税率は第一類綿製品以下第十六類雜貨類迄十六類に分れ税目番號六四七に達し、種類に依り或は從量稅を課し或は從價稅を課する。有稅として稅率を特掲されたもの及び特に無稅として列記されたるもの以外はすべて從價二分五厘の課稅を受ける。

滿洲國は關稅の國家財政上占むる地位の重要なに鑑み條約上免稅特權を有するもの及び御料品等の他は政府用品と雖も免稅せず嚴格課稅主義を貫徹して來たのである。

輸出稅は國產品の輸出せらるる場合に課するもの・轉口稅は原則として國產品が汽船により開港へ輸送される場合に課するものである。關稅附加稅は從來も存したものであるが、滿洲國は北滿水災救濟、各種匪害の賑恤資金調達の意味で之を繼續し、賑災附加稅と稱し輸出入稅の五分を徵收する。

關稅率は中華民國のものを其儘踏襲したものであるが、元來不完全なものであり、又滿洲國と中華民國とは經濟狀態も異り建國の精神を異にし對諸外國關係も異つてゐるから滿洲國獨自の關稅率を制定するの必要がある。然し乍ら關稅は國內消費稅制度と密接なる關係を有するのみならずその高低は國內產業の盛衰に至大の影響を及ぼすものであるから之が改訂に就ても充分

なる調査と準備とを要し二三年の準備期間を必要とする。それで大同二年六月取敢へず現在の國情に即せざる部分のみに付き大體左の方針により改訂を加へたのである。

一、著しく排外的なるもの

二、生活必需品にして著しく高率の税率を課し不當に消費を壓迫するもの

三、産業の開發上必要なるもの

四、都市計畫に必要な建設材料

この改訂によつてメリヤス類、タオル、石鹼、帽子、陶磁器、毛織物、席、鮮魚、農業用及工業用機械並に各種建築材料の輸入税を減し餌油、ウツドバルブ、銛鐵、羊毛等の輸出税を減少し、財源開發の爲め葉煙草の輸入税を増率した。之は暫定的改正であるが、之に依り關稅率の構成は著しく改善され國際貿易を圓滑にする效果があつた。

新年度豫算の成立に依つて諸種の新たなる施設が實現せらるるがその主なるものとして次の二を擧げることが出来る。

1、大阪辦事處の開設

之は滿洲國關稅事情を日本商人に紹介して其の理解を深め商品を滿洲國へ輸出するに便ならしむると共に兼ねて對滿洲國輸出品に關する調査をなすこととするものである。

2、北鮮三港に於ける稅關事務の處理

北鮮三港即ち羅津、清津、雄基に於て稅關事務を行ひ日滿間最短距離に由る貨物の出入に對し稅關の徵稅事務執行上の阻害を出來得る限り輕減して日滿貿易の圓滑を計ることを目的とするものであるが遠かうずしてその實現を見るものと思はれる。

次に滿洲國の貿易狀況に付き一言すれば康德元年一月以降五月末日迄の累計は輸出額一億八千八百萬圓輸入額二億一千一百萬圓合計四億九百萬圓差引輸入超過三千三百萬圓であつて輸出入合計額は前年の一月以降五月末日迄の累計に比し二百七十五萬圓の増加を示してゐる。

之を國別に見ると輸出では日本の一億八百萬圓を最高とし中華民國の一千五百萬圓、ドイツの一千七百萬圓、ロシヤの六百萬圓となつて居る。輸入ではやはり日本の一億五千一百萬圓が最高であつて米國の二千一百萬圓、中華民國の一千六百萬圓、英領印度の九百萬圓英國の四百萬圓が之に次ぐ。

之を品目に就て見るに輸出品に於ては大豆一千六百萬擔、五千六百萬圓を大宗とし、豆粕一千二百萬擔、三千萬圓、石炭百七十萬噸一千七百萬圓、粟二百萬擔、一千一百萬圓、落花生九十一萬擔、八百萬圓、豆油七十八萬擔、七百萬圓の順となり、輸入品に於て鐵及鋼の二千四百萬圓を第一とし綿布類の二千三百萬圓、小麥粉三百萬擔、二千萬圓、車輛類一千萬圓、木材七百萬圓揮發油、燈油及麻袋各六百萬圓の順である。

二 國稅制度

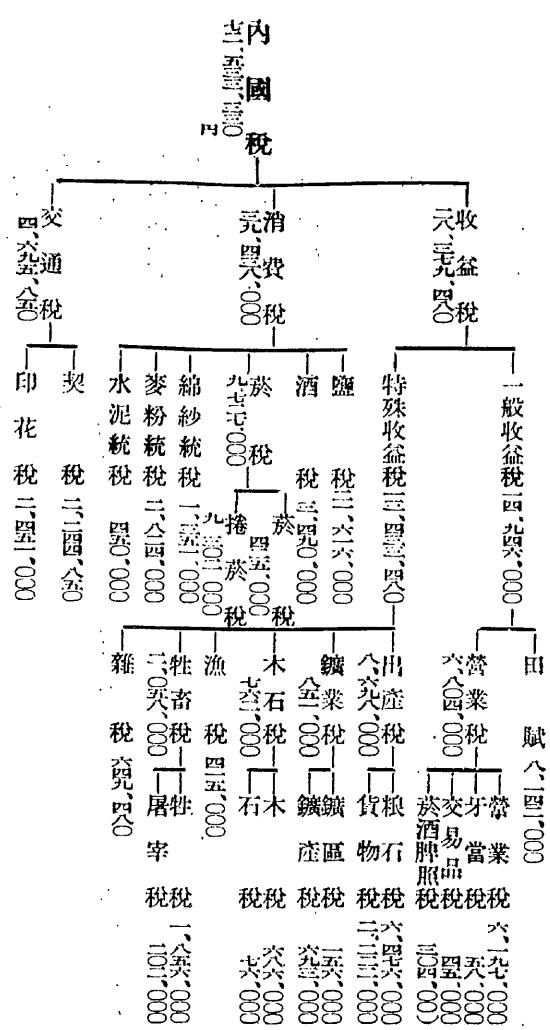
1、沿革

内國稅制度に就ては建國後急激なる變化を避くる爲暫く從前の制度を踏襲することとし、一方國家財政の基礎を確立する爲舊政權時代に於て國稅たりしものと省稅たりしものとを綜合して國稅と爲し以て國稅と地方稅との區別を明にした。而して國稅にして著しく負擔の過重なるもの又は租稅制度として不合理なるものに就ては漸次之を改廢することとして今日に至つたのである。従つて現在の内國稅制度は其の大綱に於ては全國的に一致して居るが、細目に至つては或は課稅標準を異にし或は稅率を異にする等各省間區々たる状態に

ある。是れ蓋し舊政權時代に於ては各省が殆んど獨立の状態にあつた事と租稅制度が理論的統制を缺き専ら收入第一主義を目標とする便宜主義のみに依り樹てられたるに基因するものと謂ふべきである。而して建國後政府は成るべく速かに課稅負擔の實質的輕減と公正なる均衡とを圖る爲め租稅制度の合理化に努めつつあるのであるが其の全般的整理の完了には尙ほ相當の年月を要するの實情にある。

2、租稅體系及其の稅收額

現在に於ける租稅制度の體系は舊政權時代に於ける制度を其の儘踏襲してゐる關係上國家産業經濟組織の特殊性は治外法權の存在に伴ふ外國人に對する課稅問題、治安關係等の爲めに之を先進各國に於ける内國稅制度の體系に比すれば其の間に相當の懸隔もあり、理論的な體系とは言ひ得ないが試みに之を示せば別表の如くである（稅收額は康徳元年度預算額に據る）



3、各税の要領

現行制度の下に於ける各税の要領を説明すれば左の如くである。

甲、収益税

一般所得税の存在せざる現在に於ては収益制度は租税體系中重要な部分を占むるのみならず直接税の全部が収益税なのである。

A、一般収益税

(イ) 田 賦

田賦は農耕地の等級と面積とに應じ（吉林省に於ては等級の區分なし）其の所有者に課する地税である。現在に於ける田賦は地籍制度の未だ整頓せられること、治安の狀況徵收機構の不徹底等に原因して其の成績は思はしくないが然かも四百萬圓以上の歲入を擧げてゐるのであつて、現在に於ては營業税と共に直接税の中心を爲してゐるのである。其の課税標準及税率は各省區々である。今後地籍制度の整備に伴ひ農耕地の外住宅地其他の土地にも課税することとなれば其の租税制度上の

地位は一層重きをなすものと考へられる。

(ロ) 营業税

營業税は各種の營業者に課するものである。奉天省内にては現在に於ても營業税制度として一應整備せられてゐるが他の各省の夫れは概ね物品の賣上金額百分の二の税率に依り課稅してゐる。黒龍江省、興安東分省及同北分省の營業税率は從前賣上金額の百分の五で他の各省に比し二倍以上の高率であつたので負擔の均衡を圖る爲め大同三年二月分の營業税より之を賣上金額百分の二に引下げたのである。

尙ほ營業税は一般營業税と特殊なる營業税とから成つてゐる。商工業の發展に伴ひ營業税制度の全國的に合理的に統一せられた際には他稅と相俟つて相當の成績を期待し得るものと思はれる。

B、特殊収益稅

茲に特殊収益稅と稱するものには出產稅、鑛業稅、木石稅、漁稅、牲畜稅及其の他の雜稅が之に屬する。而て特殊収益稅制度の存在することに就ては、二つの理由がある

第一の理由は本邦の主要産業が農業、醸業、林業、漁業及牧畜業の五から成立つてゐる關係から、一般収益税との權衡上之に對して収益税を課するの必要があることであり、第二の理由は鑄業税は外國に存する制度であるから暫く問題外として、出產税、木石税、漁税、牲畜税及雜税に就ては、未だ一般所得税の存しないこと及び一般収益税に屬する地税及營業税に關する制度が種々な事情から急速に完備し得ない關係上之が補充税として其の存置を必要とすることである。従つて現在の特殊収益税の中には一般所得税及營業税制度が合理的に整備せられたる後に於ては其の中に綜合せらるべきものが存するのである。

(イ) 出產税

出產税に屬するものには糧石税と貨物税との二がある。

A、糧石税

糧石税は國內に於て出產したる糧穀の取引價格を課稅標準とし其の出產者に對して課する税である。即ち國內出產糧穀にして取引せらるるものを課稅客體とする

租税であるから、其の性質は農業所得に對する所得税とも見ることが出來るし又一而地稅制度の整備せざる今日に於ては地稅の補充稅であるとも見ることが出来る。本稅の稅率は從來各省區々であつたが、大同二年十二月一日より之に全國的統一して糧穀の種類に應じ其の價格百分の〇・五乃至百分の二・五と改正し之と同時に其の課稅並びに取締方法を合理化した。

(B) 貨物稅

貨物稅の中には糧石以外の農產物に對する土產稅と他の一般貨物に對する貨物稅との二がある。

- (1) 土產稅は土產貨物の出產者、運送者、又は買受者等を納稅義務者とし其の價格又は數量を以て課稅標準としてゐる。其の性質は糧石稅と似てゐる。
- (2) 土產稅以外の貨物稅は凡ゆる貨物を以て課稅客體とし從量稅率又は從價稅率に依り其の運送人、買受人等に課稅するものであつて主に營業稅の補充稅たる性質を有するのであるが、所得稅の補充稅たる性質もないとは謂へない。

二四

從來各省間に貨物税の二重課税が行はれてゐた。蓋しそれは舊政権時代に於ては各省間共の税制を異にしてゐた爲である。然し乍ら既に一省内に於て貨物税を納付した貨物に對しては之が他省内に運送せられた場合に於て更に課税することは課税制度として妥當ならざるのみならず、圓滑なるべき取引をも阻害する處があるので大同二年八月から之を廢止した。

(ロ) 鎌業税

鎌業税は外國に於けると同じく鎌區税と鎌產税とから成つてゐる。

(A) 鎌區税

鎌區税は鎌區の面積を標準として其の鎌業權者より徵收する税である。

其の税率は一般の鎌區と河床を鎌區とするものとに依り區分せられ更に試掘鎌區の税率は採掘鎌區に對するものの半額となつてゐる。又本税の課税標準及税率は全國的に(熱河省を除く)統一せられてゐる。

(B) 鎌產税

鑄產稅は鑄產物の價格（例外的に數量）を標準として其の鑄業權者より徵收する稅である。稅率は大體從價百分の六程度である。毎月の出產量に應じて翌月中に之を徵收するのを通例とする。

(八) 木石稅

木石稅は木稅と石稅とである。

(A) 木 稅

木稅は木材の伐採者又は運送者に對し國內出產木材價格を課稅標準として課するものである。蓋し本邦の木材は豊富であるが森林の殆んど全部が官有であつて一定要件の手續を履歴したる木材の伐採者に對し其木材の代金と共に課稅するのである。木稅の性質は所得稅なき現在の租稅制度の下に於ては他の收益稅との權衡上から其の伐採者の取得すべき收益に對し課稅するの必要に應じたものと見るべきである。康徳元年八月二十九日本稅を制定し從來各省區々なりし稅率を統一して木材時價の百分の八とし同時に地方團體の附加稅を本稅の百分の二十五と定め

國民の課税負擔の均衡と輕減とを圖る事とした。

(B) 石 稅

石稅は國內產の石材、砂利、石灰等に對し從價稅率に依り其の採掘者又は運送者より徵する稅で各省間其の制度は區々である。本邦に於ては石材に乏しいが木稅との權衡上之に課稅することとなつてゐるものと考へられる。然し乍ら其の稅收入は極めて少額であつて本稅の將來には多くを期待し得ない。

(=) 漁 稅

茲に漁稅と稱する中には漁獲物の賣買人に對し從價稅率に依り課する所の漁稅（奉天省に於ける秤用收入）と漁獲用網を課稅客體とし其の種類及び大きさを標準として漁業者に對し課する所の網稅とがある。前者は漁獲物の賣買營業に對する營業稅の性質を多分に包含し後者は漁業者に對する收益稅乃至所得稅の性質を有するものである。本稅も亦所得稅制度の創設又は營業稅制度の擴充統一せられたる場合には其の存在を失ふべき筋合の租稅である。

(ホ) 牲畜税

牲畜税と稱するのは牲畜税と屠宰税との二である。

(A) 牲畜税

牲畜税は國內に於て牲畜を賣買するとき從價税率に依り其の賣買人から徵收する税である。蓋し本税も亦牧畜業者に對する所得税制度の存せざる今日に於てのみ其の存在を是認せらるべきものである。

(B) 屠宰税

屠宰税は牲畜を屠殺する際其の牲畜の種類頭數に應じ其の屠宰者から徵收する税である。本税の性質は屠殺業に對する一種の營業税と解するのが適當かも知れぬ然し乍ら本税は將來一般營業税制度に綜括するか又は地方税として之を委譲すべきか等に付き考慮せらるべきものである。

(ヘ) 雜税

現在に於ける雜税の存在は前述の如く舊政權時代以來の各省區々たる稅制を繼承し

てゐるが爲であつて、其の多くは一般的収益税制度の整理又は所得税制度の創設せられたる後に於ては當然之に綜合せらるべきものと考へる。

乙、消費税

現在の内國稅中消費稅に屬するものは食鹽、酒、煙草（葉煙草及捲煙草）、綿紗、麥粉及水泥（セメント）に対する課稅であつて其の稅收額は内國稅額の二分の一以上に達してゐる。尤も消費稅の收入額中約三分の二は鹽稅が之を占めてゐるのであつて他の消費稅は決して其の負擔未だ決して過重なるものではない。即ち特殊の存在理由を有する鹽稅を除外して觀察するならば、本邦に於ける消費稅なるものは從來各方面に於て過重な存在なるが如く論ぜられてゐるのは當らずと謂ふべきである。

(イ) 鹽 稅

鹽稅の徵收機關は鹽務署であつて鹽の販銷機關は奉天兩省の鹽棧鹽店に依る商運商銷制と吉黑兩省を管區とする吉黑榷運署の官運官銷制とがある。

現在鹽稅として徵收してゐるものは海鹽（天日鹽）一擔に付六圓、蒙古鹽一擔に付四

圓七角、演塊、硫酸鹽、鹽製物品に對する補徵稅等である。尙海鹽は政府の許可を得たるもののが生産鹽場に入つて買鹽を搬出せんとするとき、又蒙古鹽は察哈爾省内より熱河省内に搬入せらるるものに付、其の他のものは生産場より搬出又は輸入のとき課稅してゐるのである。

鹽稅制度の改正に就ては色々之を實施してゐる所で最も悪稅であつた營業鹽捐を廢止し更に舊稅率海鹽六圓三角、蒙古鹽五圓を本年三月一日新帝登極の盛典に當り現在の課稅率に低下し國民の負擔を輕減すると共に王道治下に於ける鹽政の指針を示し三千萬民衆をして正しき鹽政の恩澤に浴せしめたのである。

尙ほ將來の鹽政方針としては鹽による歲入を二千五百萬圓に止め之を超過する歲入は凡て減稅並に鹽價引下（本年三月一日より專賣鹽價平均一圓を引下ぐ）に充當せんとするものである。

(四) 酒 稅

酒稅は酒精及酒精分を含有する各種の飲料に對し從價稅率（吉林省内に於ては從價稅

率)に依り其の製造者又は輸入者から之を徴収する税である。現在の酒税制度は各省毎に其の税率も課税方法も區々であつて、之を改正して合理的に統一することが急務である。酒税の大部は焼酒に對する課税であるが其の發展及他の酒類の製造經營の進出等に因て將來酒税の消費税としての地位否内國税に於ける地位は躍進すべきものと觀察せられる。

(ハ) 菸 稅

茲に菸税と稱するものの中には捲煙草に對する捲菸税と捲煙草以外の煙草に對する菸税とがある。

(ア) 捲 菸 稅

捲菸税は捲煙草即ち紙捲煙草及葉捲煙草に對し課するものである。

國內産のものに就ては製造場から搬出するとき製造者から、外國産のものに就ては保稅區域より搬出するとき輸入者から之を徴収する。税率は紙捲煙草と葉捲煙草とに分ち更に製造者又は輸入者が之を卸賣する場合に於て取得すべき代金額を標準と

して數階級に區分せられてゐる。捲於稅は從來捲菸統稅と稱へられてゐたのである
從來に於ても稅率は全國的に統一せられてゐたのであるが不合理であつたので之を
改正して康徳元年七月一日から實施した。本稅は本邦文化の進展と國民經濟の伸長
とに伴ひ將來に於ては消費稅中酒稅と相並んで相當重要な地位を占むるに至るで
あらうと思はれる。

(B) 菸 稅

菸稅は捲煙草以外煙草即ち主として葉煙草に對し從價稅率に依り之を販賣する際賣
買人又は輸入人より徵收する稅である。而して其の稅率等は各省に依り區々である

(=) 紡紗統稅

綿紗統稅は綿絲（未納稅の綿絲を以て製造せられたる布帛類を含む）の數量又は價格
に應じ製造者又は輸入者より徵收する稅である。

其の課稅標準及稅率は全國的に統一せられてゐる。

(ホ) 麦粉統稅

麥粉統稅は麥粉に對し從量稅率に依り其の製造者又は輸入者より徵收する稅である。
其の課稅標準及稅率は全國的に統一せられてゐる。

(ヘ) 水泥統稅

水泥統稅は水泥（セメント）に對し從量稅率に依り其の製造者又は輸入者より徵收する稅である。其の課稅標準及稅率は全國的に統一せられてゐる。

丙、交通稅

交通稅に屬するものには契稅と印花稅とがある。

(イ) 契 稅

契稅は不動產（主として土地）の賣買、商租、又は質入を爲し之を公簿登録する場合に於て不動產の價格又は債權額等を標準として、其の買主、商租權者又は質權者より徵收する登錄稅である。稅率、賣契（賣買）、租契（商租）及典契（質入）の三種類に區分されてゐるが各省區々であつて全國的には統一せられてゐない。

(ロ) 印 花 稅